仕様書

1 業務名称公用ダンプトラック売払い

2 売却車両台数

1台

3 売却車両の概要

公用ダンプトラック(最大積載荷重 2000 kg)
大阪 800 す 9003
平成 18 年 7 月 26 日
平成 18 年 7 月
普通
特種
自家用
日野
道路作業車
XZU388-1000432
軽油
4.00ℓ
PB-XZU388M
NO4C
1,820 kg
1,600 kg
6人
3, 420 kg
5, 750 kg
576cm
187cm
227cm
令和8年7月25日
163, 804 km
令和7年10月17日
MT車
有り(但し後部座席冷房の効きに難あり)
9,040円

※…令和7年10月23日現在

4 引渡場所

吹田市佐竹台1丁目6番3号 吹田市総合防災センター 隣接車庫棟内

5 引渡期限

令和7年12月19日(金) 午後5時

※ 引渡日及び時間は、買受者と本市で調整した上で決定します(土・日・祝日を除く。)。

6 自動車リサイクル料金

使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成 14 年法律第 87 号)に基づく自動車 リサイクル料金については、本市が公益財団法人自動車リサイクル促進センターに預 託済ですので、当該料金相当額について、本市が発行する納入通知書により、契約金額 とは別に買受者が本市に対して令和7年 12 月 19 日(金)までに支払うものとします。

7 契約金額の支払等

契約金額については、本市の発行する納入通知書により、上記6のリサイクル料金相当額とともに、令和7年12月19日(金)までに支払ってください。

また、支払後は、これらの領収書の写しを令和7年 12 月 19 日 (金)までに本市担当者へ提出してください。

8 自動車検査証の移転登録等

売却車両については、契約後速やかに、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)に基づき名義変更又は一時抹消を行った上で、登録識別情報通知書の写しを本市担当者へ提出してください。

なお、当該手続に関して必要となる諸費用は、全て買受者が負担するものとします。

9 引渡しの条件

- (1) 契約金額を全額完納し、名義変更等の手続きの完了及びそれらを証する書類の提出後、 車両の引渡しを行います。
- (2) 車両は現状有姿での引渡しとなりますので、車両の状態については、必ず売却車両の公開日(10月23日(木)から11月7日(金)正午までの間)に御確認ください。
- (3) 吹田市は、売却車両について契約不適合責任を負いません。また、引渡後に売却車両 について契約の目的に適合しないものであることを発見しても、吹田市は一切の責任 を負いません。
- (4) 引き渡した車両は、いかなる理由があっても返品できません。
- (5) 売却車両には、経年や使用による汚れ、傷、へこみ、色あせ、錆等があります。
- (6) 売却車両の搬送は買受者の責任で行うものとし、当該搬送に係る費用(保険等を含む。) については買受者が負担するものとし、日時及び具体的な搬送方法については吹田市 と協議することとします。

なお、搬送中に事故等が発生した場合において吹田市は一切の責任を負いません。

- (7) 売却車両に書かれている文字等(本市を特定する外装表示)は、車両引渡後直ちに塗りつぶし等により消除するとともに、塗りつぶしたことを証明する写真を車両引渡後20日以内に本市担当者へ提出してください。なお、当該消除に係る費用については買受者が負担するものとします。
- (8) 車両引渡後に、本市担当者へ受領書を提出してください。

10 疑義

業務の実施に当たり疑義が生じたときは、吹田市及び買受者双方が協議して行うも ものとします。